長時間労働削減推進本部設置規程(平成26年9月30日厚生労働大臣伺い定め)の一部改正 (傍線の部分は改正部分)

(働き方改革推進プロジェクトチーム)

第3条の2 本部に働き方改革推進プロジェクト チーム (以下「プロジェクトチーム」という。) を設置する。

案

- 2 プロジェクトチームに、主査及び構成員を置 く。
- 3 主査は、事務次官をもって充てる。
- 4 構成員は、労働基準局長、職業安定局長、雇 用均等・児童家庭局長、大臣官房総括審議官(国 会担当)及び大臣官房審議官(賃金、社会・援 護・人道調査担当)をもって充てる。
- <u>5</u> 主査は、必要に応じ、プロジェクトチームに 関係部局の職員の参加を求めることができる。
- 6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の 職員に対し、特定の課題についての調査及び検 討を求めることができる。
- 7 主査は、必要に応じ、プロジェクトチームの 運営に関する事項その他必要な事項を別に定め ることができる。

(働き方改革・休暇取得推進チーム)

- 第5条 <u>プロジェクトチームの下</u>に働き方改革・ 休暇取得推進チーム(以下「推進チーム」とい う。)を設置する。
- 2 推進チームに、主査及び構成員を置く。
- 3 主査は、大臣官房審議官(賃金、社会・援護・ 人道調査担当)をもって充てる。
- 4 構成員は、関係部局の課室長から、主査が別に指定した者をもって充てる。
- 5 主査は、必要に応じ、推進チームに関係部局 の職員の参加を求めることができる。
- 6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の 職員に対し、特定の課題についての調査及び検 討を求めることができる。

(新設)

(働き方改革・休暇取得推進チーム)

第5条 本部に働き方改革・休暇取得推進チーム (以下「推進チーム」という。)を設置する。

現行

- 2 推進チームに、主査及び構成員を置く。
- 3 主査は、大臣官房審議官(賃金、社会・援護・ 人道調査担当)をもって充てる。
- 4 構成員は、関係部局の課室長から、主査が別に指定した者をもって充てる。
- 5 主査は、必要に応じ、推進チームに関係部局 の職員の参加を求めることができる。
- 6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の 職員に対し、特定の課題についての調査及び検 討を求めることができる。

案	現行
別紙	別紙
<u>事務次官</u>	
職業安定局長	
雇用均等・児童家庭局長	
大臣官房総括審議官 (国会担当)	大臣官房総括審議官(国会担当)
大臣官房審議官 (労働条件政策担当)	大臣官房審議官(労働条件政策担当)
大臣官房審議官(賃金、社会・援護・人道調査	大臣官房審議官(賃金、社会・援護・人道調査
担当)	担当)
安全衛生部長	安全衛生部長